

## 第7節 大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例

土砂等のたい積行為による土壌の汚染及び水質の汚濁並びに災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、県民の生活環境の保全を図るとともに生活の安全を確保することを目的として「大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例」を、平成18年7月7日に公布し、同年11月1日から施行した。

本条例により、土砂等の埋立て等の事業区域以外の場所から採取された土砂等による埋立て等を行う事業であって、埋立て面積等が3,000㎡以上の行為については許可が必要になった。

また、県、事業者及び土地所有者等の責務、た

い積行為に使用される土砂等の安全基準、不適正なたい積行為の禁止及び特定事業に関する規制等、土砂等の不適正なたい積行為等を防止するための各種規定が整備された。

平成21年4月1日現在の許可状況は、12市1町で39事業者、面積414,279㎡、土量1,508,728㎡となっており、うち県外土砂は、面積で16.5%、土量で38.6%を占めている。

なお、立入調査による土壌及び水質検査結果については、基準値以下であり、特に問題はなかった。

年度	許可数		埋立面積(㎡)			埋立土量(㎡)		
	うち 県外分		うち県外分 面積(㎡)	うち県外分 率(%)		うち県外分 土量(㎡)	うち県外分 率(%)	
平成18年度	8	1	63,262	27,501	43.5	243,293	180,968	74.4
平成19年度	21	2	199,211	7,069	3.5	648,537	15,755	2.4
平成20年度	10	1	151,806	33,683	22.2	616,898	385,755	62.5
累計	8	4	414,279	68,253	16.5	1,508,728	582,478	38.6

## 第8節 大分県希少野生動植物の保護に関する条例

県、市町村、県民等及び事業者が一体となって希少野生動植物の保護を推進することにより、生物の多様性が確保された良好な自然環境を保全し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした「大分県希少野生動植物の保護に関する条例」を制定した。

平成18年3月 公布  
平成18年10月 全部施行

平成18年12月 指定希少野生動植物の指定(11種)  
平成20年3月 指定希少野生動植物の指定(2種)  
平成20年3月 保護管理事業計画の決定(4種)  
平成21年3月 指定希少野生動植物の指定(2種)

今後は、指定希少野生動植物の追加指定等に取り組むこととしている。

植 物	タマボウキ(ユリ科) H18.12 指定 チョクザキミズ(イラクサ科) H18.12 指定 ナガバヒゼンマユミ(ニシキギ科) H18.12 指定 ヒメユリ(ユリ科) H18.12 指定 イワギリソウ(イワタバコ科) H18.12 指定 ヒゴタイ(キク科) H18.12 指定 ホウライクジャク(ホウライシダ科) H18.12 指定 オオミズゴケ(ミズゴケ科) H18.12 指定 イワギク(キク科) H20.3 指定 ナゴラン(ラン科) H20.3 指定 オトメクジャク(ホウライシダ科) H21.3 指定 オグラセンノウ(ナデシコ科) H21.3 指定
動 物	カブトガニ(カブトガニ科) H18.12 指定 オオウラギンヒョウモン(タテハチョウ科) H18.12 指定 クロシジミ(シジミチョウ科) H18.12 指定